

矢作デマンドの停留所の変更について

1 はじめに

令和8年度の矢作デマンドの停留所について変更が生じたため、道路運送法及び同法施行規則の規定に準じて岡崎市地域公共交通会議に報告を行う。

なお、令和8年度の矢作デマンドの運行内容は、空きタクシーの活用（一般乗用旅客自動車運送事業）であり運輸局への手続きは不要である。

2 矢作デマンドの停留所の変更について

(1) 新設停留所	停留所No. 620 ジョイフット（宇頭町字下山田）
(2) 新設日	令和8年4月1日（水）
(3) 協議及び 報告状況	令和8年3月3日（火） 第55回矢作デマンド推進会議にて協議・承認 令和8年5月1日（金） 令和8年度第1回岡崎市地域公共交通会議に報告【本日】

